

令和6年2月29日

課名 土木建築局道路河川管理課

担当者 課長 宮津

内線 3884

河川・砂防設備占用の未申請事案にかかる事務の完了について

1 要旨・目的

県が管理する河川及び砂防設備における未申請の架空電線類等の占用許可申請について、全ての事務が完了したため、その内容を報告する。

2 現状・背景

中国電力株式会社外2社から、県が管理する河川及び砂防設備の未申請の架空電線類等について、令和5年12月1日までに全ての河川・砂防設備占用許可が完了した。

この度、過年度の占用料相当額及び利息について算出し、各社に対し請求を行い、納付が完了した。

3 概要

(1) 対象者

中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社及び株式会社エネコム

(2) 実施内容

ア 経緯

R4.3 各社から河川及び砂防設備において未申請の架空電線類等が大量にある旨の報告があった。

R4.7 河川について占用申請書を受理し、審査を開始した。

R5.2 河川の占用許可を完了し、砂防設備について占用申請手続きを開始した。

R5.4 河川の占用料相当額を請求し、納付が完了した。

R5.12 砂防設備の占用許可を完了した。

R6.2 砂防設備の占用料相当額等を請求した（2月中に納付完了済）。

イ 許可の内容

河川占用		砂防設備占用		合 計	
河川数	箇所数	溪流数	箇所数	河川・溪流数	箇所数
396 河川	3,497 箇所	1,799 溪流	17,105 箇所	2,195 河川・溪流	20,602 箇所

ウ 占用料相当額等（占用料相当額及び利息※）

・中国電力株式会社 684,517 円（砂防設備占用料）

・中国電力ネットワーク株式会社 129,241 円（河川占用料）

4,617,166 円（砂防設備占用料）

・株式会社エネコム 7,108 円（砂防設備占用料）

※民法第704条（不当利得返還請求に係る元本及び利息の徴収）に基づき遡及期間を10年間とし、民法第404条の法定利息を適用し、算出した。

(3) スケジュール

—

(4) 予算

—

(5) 今後の対応

各社においては、要領やマニュアルの改定、担当者の教育、また、法令マップのシステム開発等により、県管理河川及び砂防設備を確認しやすくすることで、適切な許可手続きを確実にを行い、再発防止に努めていく。

県においては、砂防設備は令和5年3月から DoboX により一般に公表している。

更に、今後は DoboX により河川位置が表示される等、県管理河川の情報を公開していくことで、すべての申請者が適切に法令手続きを行えるよう取り組んでいく。